

# 「道の駅」の設置者の民間拡大

(道の駅設置者民間拡大事業 国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて  
平成29年1月11日・国土交通省通知)

## 特例措置前

○「道の駅」の設置主体は、市町村又はそれに代わり得る公的主体(都道府県、地方公共団体が三分の以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人)に限定する。

(規制の根拠)

「道の駅」の登録及び案内について(平成5年2月23日 建設省道企発第19号)(抄)

(別紙)「道の駅」登録・案内要綱

< 設置者 >

ヘ. 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体(以下「市町村等」という。)であること

「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針

< 設置者 >

7. 市町村に代わり得る公的な団体とは以下の各号のいずれかに該当するものとする。

イ. 都道府県

ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資している法人

ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人

## ニーズ

○民間のノウハウ・資金を活用し、「道の駅」の魅力とサービスを向上し、地域活性化につなげたい。

## 特例措置

○市町村と民間事業者との協定等を前提に、設置主体を民間事業者に拡大する。

## 効果

○構想から計画、整備、管理運営まで事業全体の一体的な遂行により、民間ノウハウ・資金を最大限活用した機動的・効果的な事業実施が可能となる。

これにより、民間事業者による新たな「道の駅」の整備や既存施設のリニューアルが促進され、「道の駅」の魅力とサービスの創出・向上や、地域活性化につながる。